

胎内市立中条中学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は胎内市立中条中学校 P T A と称する。

第 2 条 本会の事務局は胎内市立中条中学校に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は生徒の保護者と教職員が協力して、学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努めるとともに、生徒の活動における生活の指導、地域における教育環境の改善に資するために、会員相互の学習その他、必要な活動を行いながら、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 生徒の学問研究の奨励と助成
- (2) 環境の整備、生徒の保健衛生・体力の向上と生活指導
- (3) 学校行事への協力
- (4) 会員の教育に関する理解と向上
- (5) その他必要事項

第 3 章 組織

第 5 条 本会は胎内市立中条中学校の保護者と教職員を会員として組織する。

第 4 章 役員とその任期・任務

第 6 条 本会は次の役員を置く。

- ・会 長 1 名 ・副会長 若干名（学校長含）
- ・学年部 各学年より必要とする数
- ・専門部 各学年より必要とする数
- ・地域部 各地域 2 名
- ・会計監査 若干名

第 7 条 第 6 条に規定された役員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。
次期役員改選まではその任務を行う。ただし、その役員が欠けた時は、速やかに補充する。補充役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第 8 条 専門部は、次の部会を置く。

- ・教養部会
- ・育成部会
- ・広報部会

第 9 条 役員は次の任務を務める。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会務を代行する。
- (3) 会計監査は、本会の会計の監査にあたる。
- (4) 幹事は、会務の処理にあたる。

第 10 条 各部会は、次の活動を主たるものとして行う。

- (1) 学年部 各学年 P T A 行事の企画推進に関わること
- (2) 地域部 各地域における環境整備や連絡調整に関わること
- (3) 専門部
 - ・教養部会 文化教養・研修等に関わること
 - ・育成部会 生徒の健全育成・教育環境整備等に関わること
 - ・広報部会 P T A 活動の広報・調査統計等に関わること

第 5 章 選出方法

第 11 条 役員の選出は、別に定める役員選出細則によって行う。役員選出細則は、PTA 常任委員会が定める。

第6章 会 議

第12条 本会には、会の目的を達成するため次の機関を設け、会務の専決事項の決定を行う。各会義の議決は、出席者の過半数の同意を得た時に成立する。

・総会 ・三役会 ・常任委員会 ・学年部会 ・地域部会 ・専門部会

第13条 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年4月に開き次の事を定める。また、総会は会長が必要と認めた時には、臨時に招集することが出来る。また、会員の2分の1以上の要求があったときには、臨時に開かなくてはならない。

・会長、副会長、会計監査、役員の承認
・会務、及び決算報告の承認、事業計画及び予算案の承認
・会則の改廃
・会費の決定
・その他会務に関わる重要事項

第14条 三役会は、正副会長・会計監査で構成し、会長が必要と認めるときに招集し、各種原案の作成及び会務の執行にあたる。三役会は、必要に応じて各部長などの出席を求めることができる。

第15条 常任委員会は、正副会長、学年部長、各専門部長、地域部長及び教職員若干名で構成し、総会前及び会長が必要と認めるときに開催し、事業計画、予算、決算等の必要事項を審議・決定する。

第16条 学年部会は、各学年部員で構成し、必要と認めるときに開催し、学年PTA活動の企画、運営、執行にあたる。

第17条 地域部会は、各地域部員で構成し、必要と認めるときに開催し、地域PTA活動の企画、運営、執行にあたる。

第18条 専門部会は、各専門部員で構成し、本会活動の専門事項についての企画、運営、執行にあたる。

第7章 会 計

第19条 本会の経費は、会費または収益金・寄付金をもってあてる。

・会費の額は総会において定める。
・会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 附則

第20条 本会の運用に必要な規定及び細則は、別に定めることができる。但し、会則の条文の意味することから逸脱した規定及び細則を定め、運用することはできない。

・慶弔規定
・旅費規定
・役員選出細則
・その他

第21条 この会則は令和4年5月31日より施行する。